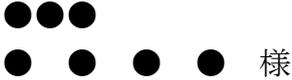


2021年10月15日



様

一般社団法人 奈良県聴覚障害者協会
理事長 村上 武志

手話言語法制定に関する質問状

日頃、ろう者の福祉や生活向上にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

一般社団法人奈良県聴覚障害者協会（以下、当協会）は、10年の長きにわたり、ろう者の言語である「手話言語」を法律によって日本の言語の一つとして認め、日本におけるろう者の権利保障と社会参画を促進する「手話言語法」の制定を全日本ろうあ連盟と共に求めているところです。すべての都道府県知事が参加する「手話を広める知事の会」、600以上の市長・区長が加入する「全国手話言語市区長会」とも協働し、法の早期制定に向けて活動をしてまいりました。また多くの障害者団体や、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会等の関係団体からもご支援をいただいております。

「障害者差別解消法」および「バリアフリー法」の制定により、障害者に対する合理的配慮や支援についての取り組みが広まりつつあります。全国各地での「手話言語条例」の制定、各自治体議会における「手話言語法の制定を求める意見書」の100%採択等、手話言語に対する認知も広まってきているところですが、解決すべき課題は山積しており、障害者権利条約の理念をもとにした手話言語法の制定は急務かつ必須と考えております。

つきましては、皆さまのご見解を広く関係者に周知いたしたく、お忙しいところを大変恐縮ですが、別紙の質問状にご記入の上、10月22日（金）までにご回答を頂きたいと思っております。

なお、ご回答結果につきましては、ご回答の有無、内容を政党別に整理し、原文のまま当協会のHP等に掲載する予定です。

ご参考：

- ・日本手話言語法案（日本財団助成 全日本ろうあ連盟独自法案）
[20190515-sgh-houan.pdf \(jfd.or.jp\)](https://www.jfd.or.jp/20190515-sgh-houan.pdf)
- ・「手話でGO3」 <https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20200124-sgh-shuwadego3.pdf>
- ・意見書採択記事 <https://www.jfd.or.jp/2016/03/04/pid14603>

【お問い合わせ先】

一般社団法人 奈良県聴覚障害者協会（担当：長谷川）
連絡先：TEL 0744-29-0133
FAX 0744-29-0134
E-MAIL since1948-nda@kcn.jp

質問事項

「手話言語法」の制定について

改正障害者基本法で「手話」が言語に含まれることが明記され、障害者総合支援法・意思疎通支援事業において手話通訳制度が実施されているところですが、その範囲は生活・福祉の限られた場面に留まっています。

実際に手話言語法が制定された諸外国の状況を見ると、ハンガリーでは、手話言語通訳サービスを法の中で規定することにより、手話言語通訳者の増加や、活躍分野の拡大によってろう者の社会進出の促進につながっており、韓国では、法の制定によって、ろう学校の教員に対する手話言語習得のための研修が設けられ、ニュージーランドでは、法の制定により司法の場面における手話通言語通訳の使用が認められるようになるなどの波及効果がありました。

このように、日本においても手話言語法が制定されれば、さまざまな分野での手話言語関連施策の拡充が期待されます。ろう者等への手話言語獲得・手話言語を使える環境整備を保障する「手話言語法」を制定し、福祉・医療・雇用・教育・司法等の様々な場面で具体的施策を行うことにより、ろう者等の真の社会参加を促進できるものと考えます。それを通じ、きこえる・きこえない、さまざまな考え方・価値観を持つすべての人を包摂し、多様性を認め合う社会が作られていくものと確信しております。

この「手話言語法」の制定について、あなた様のご見解をお聞かせください。

1. 手話言語法制定に賛同しますか。(該当する項目に○印をおつけください。)

①はい ② いいえ ③ わからない

2. 質問1で「①はい」と答えた方にお聞きします。

法の制定に向けてどのように取り組まれますか。

3. 質問1で「②いいえ」と答えた方にお聞きします。

法制定にご賛同いただけない理由を具体的にお聞かせください。

4. その他、きこえない・きこえにくい人の福祉施策等に係る取り組みについて、取り組もうとしていること、また今まで取り組んできたことを教えてください。

〈ご協力ありがとうございました。〉